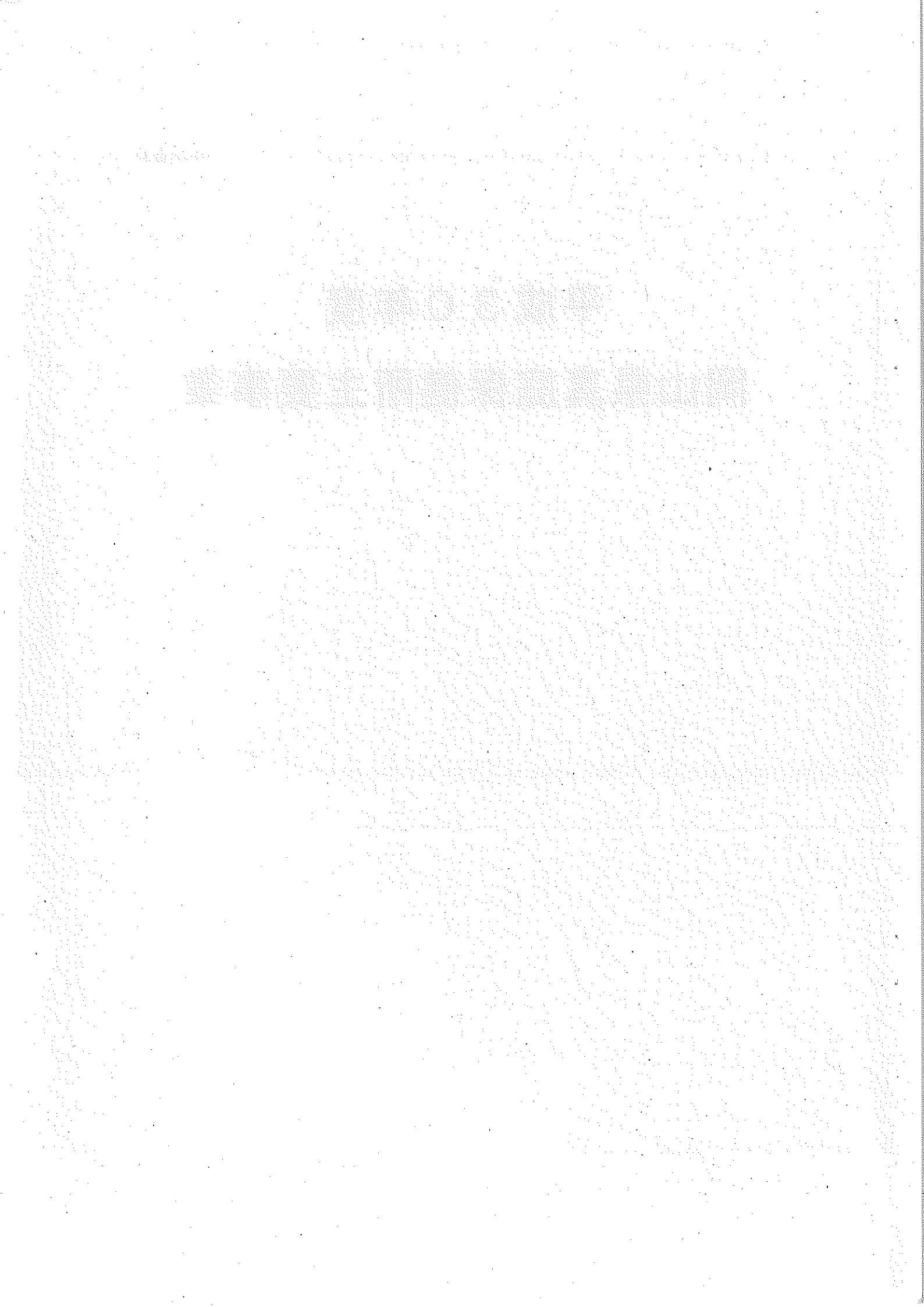


別添資料

平成30年度
岡山県真庭保健所主要事業



平成 30 年度主要事業・懸案事項

(健康福祉部真庭保健課)

【エリア】 全域・津山地域・**真庭地域**・勝英地域

事業名	「第 8 次岡山県保健医療計画」の推進			新規・ 継続
生き生きプラン	Ⅲ	安心で豊かさが実感できる地域の創造	(1)	保健・医療・福祉充実プログラム
<p>1 概要</p> <p>医療計画は、医療法に基づく県における保健医療体制の確立を図るための計画であり、定期的に必要な施策の見直しを行うこととされている。「第 8 次岡山県保健医療計画」は、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るため平成 30 年度を初年度とする 6 年間の計画期間とし平成 30 年 4 月に策定されたところである。</p> <p>本計画の推進状況等については、計画期間中においても必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととされており、また、在宅医療等については計画の中間年にあたる 3 年目にはその達成状況等について、調整、分析及び評価を行い、必要があるときは計画を変更するとされている。</p>				
<p>2 課題及び問題点</p> <p>(1) 急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加などの疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康に対する意識の高揚などにより、近年の保健医療を取り巻く環境は著しく変化している。また、医師・看護師等の医療従事者の確保などの問題も生じている。</p> <p>(2) 住民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るため、医療と保健・福祉が連携を図りながら、切れ目のない充実した保健医療施策を進め、在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが必要である。</p> <p>(3) 地域医療構想の達成を踏まえ、医療機能の分化・連携を進めていく必要があり、医療機関の役割分担、連携や退院後を支える在宅医療や介護の充実を図っていくために住民や市村及び医療関係者等と一緒に、地域包括ケアの理念を念頭に入れ、地域住民自身が医療・介護等の方向性を理解しつつ、自らの健康について、また、人生の最終段階における過ごし方（アドバンスケアプランニング等）や医療について考えていく必要がある。</p>				
<p>3 今後の方針</p> <p>(1) 第 8 次圏域保健医療計画の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記課題を含め、圏域保健医療対策協議会を開催し、市村等関係機関と情報や課題を共有し、第 8 次圏域保健医療計画を推進する。 <p>(2) 地域医療構想等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想について、地域医療構想調整会議を開催し、各医療機関の病床機能における考え方を確認しつつ、地域医療構想に係る情報及び圏域における課題を共有しながらその実現に向けた協議を行う。 ・在宅医療においても、市村が展開する地域包括ケアシステムの構築を支援し、管内医師会や地域医療に関わる従事者等関係機関と連携し、医療と介護の連携強化を進めていくと同時に住民への普及啓発を行い、在宅療養に係る体制整備を図る。 				

※「主要事業・懸案事項」、「全域・津山地域・真庭地域・勝英地域」、「新規・継続」の別には、それぞれ該当するものに○を付すこと。また、「生き生きプラン」欄には新プランの重点戦略と戦略プログラムの別(別紙参照)を記入すること。

平成 30 年度主要事業・懸案事項

(健康福祉部真庭保健課)

【エリア】 全域・津山地域・**真庭地域**・勝英地域

事業名	健康づくりの推進		新規・ 継続
生き生きプラン	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造	1	保健・医療・福祉充実プログラム
<p>1 概要 特定健診結果からは、運動習慣がない、就寝前3時間以内に夕食をとる、毎日飲酒習慣がある等の割合が高く、糖尿病や肥満が多い等の現状がある。平成27年度国保医療費からは、高血圧、糖尿病、高コレステロール血症、悪性新生物等の生活習慣病の受療率が高く、生活習慣病の予防、重症化予防が重要な課題となっている。また、管内の3歳児健診のむし歯有病率は、30.4%(平成28年度速報値)であり、県平均(県18%)を大きく上回っている。これらのことから、子どもの頃からの健康習慣の定着、健康づくりの意識を高めていくことが重要である。「第2次健康おかやま21セカンドステージ」を地域の関係機関・団体と協働し、生涯にわたる健康づくりを推進する。</p>			
<p>2 課題及び問題点</p> <p>(1) 子どもの頃からの健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ対策は、禁煙・完全分煙認定施設の推進と喫煙防止教育を関係機関と連携し普及啓発を行い、受動喫煙防止の環境整備を促進していく必要がある。 ・真庭地域食育推進協議会では、関連団体と協働して取り組みの状況等を情報交換し、連携できる体制を構築している。継続して「食」を通した子どもの頃からの健康な生活習慣の定着を推進していく必要がある。 <p>(2) 「真庭の子どもの歯を守ろうプロジェクト」の推進</p> <p>効果的な乳幼児のむし歯予防を推進していくため、歯科医師、保・幼・こども園の保育士、愛育委員・栄養委員、行政関係者等が連携して、地域ぐるみで取り組む体制を整備していく。また、歯科保健に対する正しい知識と意識を高めていく必要がある。</p> <p>(3) 高血圧や糖尿病、がんなどの生活習慣病予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真庭市、新庄村が実施するデータヘルス計画推進会議、糖尿病対策検討会等に参画し、効果的な対策が推進できるよう支援していく必要がある。 ・食生活・運動等の正しい生活習慣病予防の普及啓発を、関係団体等と連携して行う必要がある。 ・市村のがん検診受診率・精密検査受診率は県平均より低い。検診受診の啓発と精密検査未受診者対策の継続、がん検診の精度管理を推進していく必要がある。 			
<p>3 今後の方針</p> <p>(1) 子どもの頃からの健康づくり環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙・完全分煙実施施設の認定を推進し、市村等と連携して健康な生活環境を整える。また、小・中学校に「たばこからの健康影響普及講座」を実施して、たばこの害について関係団体等と協働して普及啓発を行う。 ・真庭地域食育推進協議会の構成団体と連携し、子どもの頃からの健康な生活習慣の定着と生活習慣病予防の普及啓発を図る。 <p>(2) 乳幼児の歯科保健対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の乳幼児歯科保健の課題解決に向けて関係者と協議し、地域ぐるみで取り組む体制を整備する。 ・歯科保健に対する正しい知識と意識を高めるため、引き続き、講演会等の健康教育を実施し、普及啓発に取り組む。 <p>(3) 高血圧や糖尿病、がんなどの生活習慣病の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市村の健康増進計画及び食育推進計画の推進への支援を行う。 ・市村データヘルス計画の評価を含めた推進にむけ支援する。生活習慣病予防のため、市村健康づくり実行委員会等に参画支援する。 ・地域・職域保健連携推進会議を開催し、関係者と働盛りの健康づくりを推進する 			

※「主要事業・懸案事項」、「全域・津山地域・真庭地域・勝英地域」、「新規・継続」の別には、それぞれ該当するものに○を付すと。また、「生き生きプラン」欄には新プランの重点戦略と戦略プログラムの別(別紙参照)を記入すること。

平成 30 年度主要事業・懸案事項

(健康福祉部真庭保健課)

【エリア】 全域・津山地域・**真庭地域**・勝英地域

事業名	健康危機管理対策の推進			新規・ 継続
生き生きプラン	III	安心で豊かさが実感できる地域の創造	(1)	保健・医療・福祉充実プログラム
1 概要				
健康危機発生時等において適切な保健活動を実施していくための体制づくりを推進する。				
2 課題及び問題点				
(1) 体制整備				
健康危機発生時に適切な対応を行うため、管内各関係機関と平常時から常に顔の見える関係づくりを築き、職員はもちろんのこと、関係機関が日頃から高い危機管理意識を持って行動できることが重要である。				
(2) 精神保健福祉対策				
受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対する地域移行・地域定着を促進させるためには管内市村、医療機関、相談支援事業所など精神障害者の支援に関わる関係機関の有機的連携が必要となってくる。				
(3) 自殺対策				
自殺対策においては、社会からの孤立、経済的困難、精神疾患の罹患など様々な要因が連鎖し自殺に追い込まれている現状がある。生きることへの包括的な支援に取り組み、誰もが自殺に追い込まれない地域づくりを目指していくことが重要である。				
(34) 感染症対策				
感染症発生時においては、的確に対応し、まん延防止を図ることが重要である。特に新型インフルエンザ等の新興感染症について、発生時に適切な対応を図るため、医療機関をはじめとする関係機関との継続的な連絡体制が必要である。				
(45) 難病対策				
緊急医療支援手帳の活用や非常持出品の準備ができていない難病患者は少なく、患者本人や家族の危機管理意識を高める必要がある。また、日頃から関わっている支援者と災害時を含めた支援についてその状況を共有していく必要がある。				

3 今後の方針

(1) 体制整備

真庭保健所健康危機管理対策地域連絡会議や各種協議会において、各関係機関と情報や課題の共有を行い、連携を強化し、危機管理対策の体制整備を図る。

(2) 精神保健福祉対策

精神保健実務者会議や事例検討会等の開催により関係機関との連携を強化し、精神障害者に対する適切なアセスメントと情報・課題の共有を図り、適切な対応に努める。加えて、精神障害者の地域移行・地域定着に係る環境づくりを進めていく。

(3) 自殺対策

市村が策定する自殺対策計画策定を支援するとともに、こころの健康づくり（誰もが自殺に追い込まれない地域づくり）を推進するため、関係機関や団体などへの研修会を開催し地域での支援体制の整備に取り組む。

(4) 感染症対策

- ・感染症発生時に、積極的疫学調査等を行い、感染の拡大防止に取り組む。
- ・社会福祉施設等における集団感染等の防止のため、施設職員を対象にした研修会を開催する
- ・新型インフルエンザ対策地域連絡会議等により関係機関との連携強化を図り、地域医療体制の整備を図る。

(5) 難病対策

受給者証の申請・更新時に、患者及び家族等に災害時等の危機管理の重要性を継続して啓発していくとともに、研修会等の開催により関係支援者と連携を図っていく。また、避難行動要配慮者のうち、市村への情報提供同意を得られた患者においては情報を市村へ提供し、災害時の避難支援体制を確認する。

※「主要事業・懸案事項」、「全域・津山地域・真庭地域・勝英地域」、「新規・継続」の別には、それぞれ該当するものに○を付すこと。また、「生き生きプラン」欄には新プランの重点戦略と戦略プログラムの別(別紙参照)を記入すること。

平成30年度 **主要事業** ・ 懸案事項

(健康福祉部真庭衛生課)

【エリア】 全域・津山地域・**真庭地域**・勝英地域

事業名	安全・安心な生活衛生の推進		新規・ 継続
生き生きプラン	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造	(1)	保健・医療・福祉充実プログラム
<p>1 概要 年間300万人を超える観光客が蒜山高原、湯原温泉等の観光スポットをはじめ、四季毎に開催される多くの観光イベントや地域興しに訪れる。これらの観光客が飲食店、旅館、温泉等を利用している。 こうした状況を踏まえ、地域住民をはじめ、訪れる観光客が宿泊・入浴・飲食などのサービスを安全で快適に利用できるよう、食の安全・安心の確保対策及び旅館、温泉等のレジオネラ対策を積極的かつ重点的に推進する。</p>			
<p>2 課題及び問題点</p> <p>(1) 食の安全・安心の確保対策 廃棄物の食品が流通して販売された事件やきざみのりを原因とするノロウイルスによる食中毒の発生等、食に関する事件事故等が社会問題となっており、消費者の食に対する不安・不信は依然として高く、食の安全確保を求める声が強い状況である。 管内には観光客向けの飲食店、宿泊施設及び土産物店並びに地域特産物を利用した製造・加工施設や農産物販売所も多く、また、イベントの開催や秋季には野生きのご類の販売も盛んであることから、これらにおける食の安全・安心の確保対策が必要である。 また、冬季においても食中毒が発生しており、引き続きノロウイルス対策等が重要である。</p> <p>(2) レジオネラ対策 循環式浴槽を設けた旅館や温泉等の一部浴槽水から依然としてレジオネラ属菌が検出されることから、レジオネラ対策を主眼とした衛生管理指導を徹底する必要がある。</p>			
<p>3 今後の方針</p> <p>(1) 食の安全・安心の推進 「岡山県食の安全・食育推進計画」、「平成30年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導や食品検査を計画的かつ効果的に実施し、不適切な食品の発見、排除及び食品取扱施設の衛生保持等に努める。 また、講習会の開催やチラシの配布等を通じて食に関する正しい知識の普及や最新情報の提供を積極的に進めるとともに、食品衛生協会等と協働して食品衛生の普及啓発を図り食中毒の発生防止に努める。 さらに、平成29年6月に公布され、平成30年6月15日から完全施行される住宅宿泊事業法及び今年度予定されているHACCPによる衛生管理の制度化等に係る食品衛生法の改正に適切に対応するよう努める。</p> <p>(2) レジオネラ対策 循環式浴槽を設けた旅館や温泉等に対し、安定的な衛生確保のために浴槽水の自主検査の励行、浴槽及び循環系統の清掃並びに消毒の徹底等厳重な衛生管理を指導するとともに、計画的な浴槽水の検査、講習会などを通してレジオネラに関する正しい知識を普及し、レジオネラ症の発生防止に努める。 また、レジオネラ症発生の未然防止及び健康被害の拡大防止を目的とした「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対応要領」に基づき対応する。</p>			

